

岐阜県議会の活性化改革に関する  
調査・検討について

中間答申

令和元年12月19日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

## 岐阜県議会の活性化改革に関する中間答申

本年6月12日、議長より議会活性化改革検討委員会に諮問のあった、政策提言・立案機能強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上を目指した改革に関する調査・検討のうち、「タブレット端末の活用について」については、一定の結論に達したため、当委員会の中間答申として提出する。

### I 本委員会設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議員自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっていることから、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は議長の諮問機関として、平成19年5月8日に発足した。

### II これまでの諮問および調査・検討の状況

#### ○平成19～21年度

- ・ H19. 5. 8 議長から諮問
- ・ H19. 7. 3 中間答申：「政務調査費のあり方について」
- ・ H19. 12. 10 中間答申：「応招旅費等費用弁償のあり方について」
- ・ H20. 3. 17 平成19年度調査・検討結果 中間とりまとめ報告
- ・ H20. 7. 9 継続検討課題（一問一答方式等の導入ほか）に関する再諮問
- ・ H21. 3. 26 継続検討課題に関するとりまとめ報告
- ・ H21. 9. 17 継続検討課題（インターネットによる本会議中継）に関する再諮問
- ・ H21. 12. 14 答申：「インターネットによる本会議中継について」

#### ○平成23年度

- ・ H23. 6. 21 議長から諮問
- ・ H23. 12. 15 中間答申：「政務調査費のあり方について」「費用弁償のあり方について」
- ・ H24. 2. 24 中間答申：「政務調査費の使途基準について」
- ・ H24. 3. 22 答申：「一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入の可能性について」ほか5項目  
調査・検討結果取りまとめ報告

## ○平成25年度

- ・ H25. 6. 11 議長から諮問
- ・ H25. 12. 3 中間答申：「インターネットによる本会議のライブ中継の実施について」「本会議における議案への賛否状況の公表について」
- ・ H26. 3. 18 答申：「特別委員会のあり方について」ほか2項目  
調査・検討結果取りまとめ報告

## ○平成27年度

- ・ H27. 6. 24 議長から諮問
- ・ H27. 12. 21 中間答申：「議員提案条例の運用状況について」「決算審議の充実について」「議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開について」
- ・ H28. 3. 24 答申：「参考人招致の積極的活用について」ほか1項目  
調査・検討結果取りまとめ報告

## ○平成29年度

- ・ H29. 6. 21 議長から諮問
- ・ H29. 12. 14 中間答申：「議案及び説明資料、議案説明会議事概要のインターネット公開について」「本会議インターネット中継のタブレット、スマートフォン対応について」「本会議中継における手話通訳等への対応について」「政務活動費の使途のインターネット公開について」
- ・ H30. 3. 22 答申：「常任委員会の開催日程の変更について」ほか1項目  
調査・検討結果取りまとめ報告

### Ⅲ 令和元年度における審議経過

	委員会開催日	審議内容
1	R 1. 6. 12 (水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 正副委員長互選</li><li>・ 議長から諮問</li><li>・ 運営方針の決定</li></ul>
2	R 1. 9. 19 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 議会活性化に関する調査・検討項目についての検討</li></ul>
3	R 1. 12. 18 (水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中間答申案（タブレット端末の活用について）の検討</li><li>・ 議会活性化に関する調査・検討項目についての検討</li><li>・ 今後の進め方についての検討</li></ul>

## 答 申

### ■タブレット端末の活用について

現在、当県議会では、議案や各種会議資料は紙の印刷物を配付し、議員は多くの紙の印刷物を本会議や委員会に持参し、議論の際には、必要に応じてその多くの印刷物の中から目的の議案や資料、情報を探し出して参照している。また、近年は官民間問わず多くの団体がインターネット上で情報公開していることなどから、議員の調査活動においてもインターネットによる情報収集は、基礎的・基本的な調査手法となっている。さらに、事務連絡、議会活動における日程調整などについても、インターネットを利用したメールなどの手段により、効率的かつ正確に行うことができるようになっている。

このようなことから、全議員に対して議会活動に利用できるタブレット端末を導入することは、議員の政策立案のサポートとなること、議員と執行部、議会事務局との間でスピーディかつスムーズな情報共有が可能となること、さらに、議案や各種資料の電子化により、大量の議案等に係る紙や印刷の経費の節減が可能となり、過去の資料等を含めて大量の議案、議会資料の持ち運びが容易となるとともに、いつでも効率的に検索し確認できることなどが実現できるものと考えられる。

これらのことから、政策提言・立案機能強化を目指すうえで、タブレット端末の活用が必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

#### 検討結果：

**政策提言・立案機能の一層の強化を図るため、タブレット端末を導入する方針とし、早期の導入に向けて具体的な検討を始めるべきである。**

#### ① 実施方法

- ・タブレット端末を導入し、議員及び議会事務局職員に対して端末を貸与する。
- ・導入に向けた検討にあたっては、必要に応じて、試行期間などを設ける。
- ・議案及び各種資料の電子化に向けて、提出元との調整を行うとともに、必要に応じて、紙媒体との併用期間を設ける。
- ・貸与する端末の使用及び本会議場等への持込みに関する基準及び私物タブレット端末等の本会議場等への持込みに関する基準を策定する。
- ・新議会棟建設の際には、タブレット端末の使用状況を踏まえて、議会棟内のネットワーク環境を整備する。
- ・他県等の先進事例を踏まえて、具体的な実施方法を調査・検討するための組織を設置する。

② 実施時期

- ・新議会棟の完成を待つことなく、可能な限り早期に導入することが適当である。

**【参考】全国的都道府県におけるタブレット端末等の活用状況**

(R元.5月 衆議院事務局調査)

○タブレット端末等を議員に貸与	:	6 団体
○貸与品又は私物のタブレット端末等を本会議場へ持込み可	:	7 団体
○貸与品又は私物のタブレット端末等を委員会室へ持込み可	:	20 団体